

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

香美町の地形は、北は日本海、東は豊岡市、南は養父市、西は新温泉町と鳥取県に接しており、総面積は 368.77 km²を有する。内陸部は 1,000m級の中国山地に囲まれ、林野が約 86%を占める。町を南北に縦断する矢田川やその支流沿いに耕地を形成しており、その他は概ね山間地帯となっている。

気候は日本海型で、年間を通して多雨多湿。冬季は大陸から季節風が吹き、山間部を中心に積雪が多く、豪雪地帯に指定されている。

(風水害・洪水：香美町地域防災計画より)

風水害の特性と被害の特徴は、近年、梅雨前線の豪雨に伴う災害があり、前線が停滞しているときに、熱帯低気圧が北上し前線が活発化するもののほか、線状降水帯が停滞するなど風水害発生危険性が大きくなる傾向にあり、但馬地域(兵庫県北部地域)で発生する風水害としては、梅雨前線、秋雨前線等の停滞前線による豪雨、雷雲の発達による局地的豪雨、台風による風水害などが考えられている。

このうち、但馬地域を襲った過去の風水害でかなり大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月と9月に集中している。

特に台風の進行方向に前線があるときは、大雨に対する警戒が必要で平成2年の台風19号が甚大な被害をもたらしたことが記憶に新しいものといえる。

近年では、河川改修、排水路等の整備の進捗に伴い、大河川の氾濫は減少しているものの、中小河川の増水等による床上、床下浸水をはじめ、保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが発生しやすくなる傾向にある。

(土砂災害：香美町地域防災計画より)

土砂災害は、土石流、地すべり、傾斜崩壊に大別できる。山間地では、急峻な山地・丘陵が多く、土砂災害発生危険性が高い地域である。土石流については、砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷間まで宅地があり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。

また、地すべりや山崩れ、がけ崩れなどの斜面崩壊については急斜面の地域が多く、これに豪雨等が加わるとさらに発生しやすく、相当量の土砂や岩石が流出して災害が発生する恐れが大きい。

(地震：J-SHISより)

国立研究開発法人 防災科学技術研究所の地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度5強以上の地震が発生する確率は、6~26%と予想されている。

(雪害：香美町地域防災計画より)

その他、風水害のほかに発生する可能性のある自然災害には雪害がある。大雪は冬の季節風によって1~2月に集中して山間部に降る。

(その他)

当町の年齢構成は65歳以上の高齢者の占める割合が30%を超えており、高齢化率は高い。

高齢者の中には、一人暮らし及び夫婦のみでともに65歳以上の高齢夫婦も多く、風水害等の災害発生時には高齢者対策が重要となる。

さらに、障害者（児）や高齢者、子どもなども含めた災害時要援護者に対する避難支援や保護体制などの確立が大きな課題となる。

町内に建築物（付属家等含む。）は約20,000棟。香住区にその半数が集中しており、村岡区に34%、小代区に13%の割合で立地している。また、木造建築物の割合は91%で、建築物の密集する香住区香住周辺での火災発生時には、被害が大きくなる可能性がある。

主要な交通網は、道路では国道9号、178号、482号をはじめとして、主要地方道4路線、一般県道14路線、町道（1級22路線、2級45路線）及び一般町道、農道、林道、臨港道路からなり、主要な道路は、谷底平野などの低地部の浸水危険性がある地域を通る。河川に沿っているために橋梁も多く、山地部を通る道路も多い。豪雨時には土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

【参考】

当町内には、土砂災害危険箇所が637箇所、土砂災害警戒区域が624箇所指定されている。そのほか土石流の発生する恐れがあり、人家などに被害を及ぼす恐れのある溪流（土石流危険溪流）は195箇所となっている。地形・地質・過去における発生の事実などから、地すべりの恐れがあると考えられる箇所（地すべり危険箇所）は38箇所ある。

急傾斜地崩壊危険箇所は、町内に404箇所ある。急傾斜地の高さが5m以上、かつ地表面が水平面に対して30度以上であり、人家などに被害を及ぼす恐れのある箇所とされている。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,084人
- ・小規模事業者数 976人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業の立地状況等)
商工業者	小売業・卸売業	293	264	町内に広く分散している
	製造業	122	110	沿岸部や矢田川・湯舟川沿いに多い
	建設業	195	176	町内に広く分散している
	サービス業 (宿泊業含む)	474	426	町内に広く分散している 宿泊業は沿岸部や鉢伏山麓に多い

(洪水：ハザードマップより)

当町の事業所は町内に分散しており、ハザードマップにおける危険地域には、あまり事業所がない状況にある。

（3）これまでの取り組み

- 1) 当町の取り組み
 - ・香美町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 当会の取り組み
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・香美町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,084	976	R2	6	6
		R3	6	6
		R4	12	12
		R5	15	15
		R6	15	15

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

- ・計画期間は5年とする。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を年2回行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・BCP策定セミナーを年1回開催する。
- ・啓発ポスターを商工会事務所、町庁舎内外に掲示する。
- ・施策等の紹介をまずは会員企業から行い、2年目から会員企業以外にも紹介していくことを検討する。
- ・啓発チラシを800部配布する。
- ・管内におけるBCPの策定状況を把握するため、計画初年度に調査を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年12月までに事業継続計画を作成する予定。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ兵庫県共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

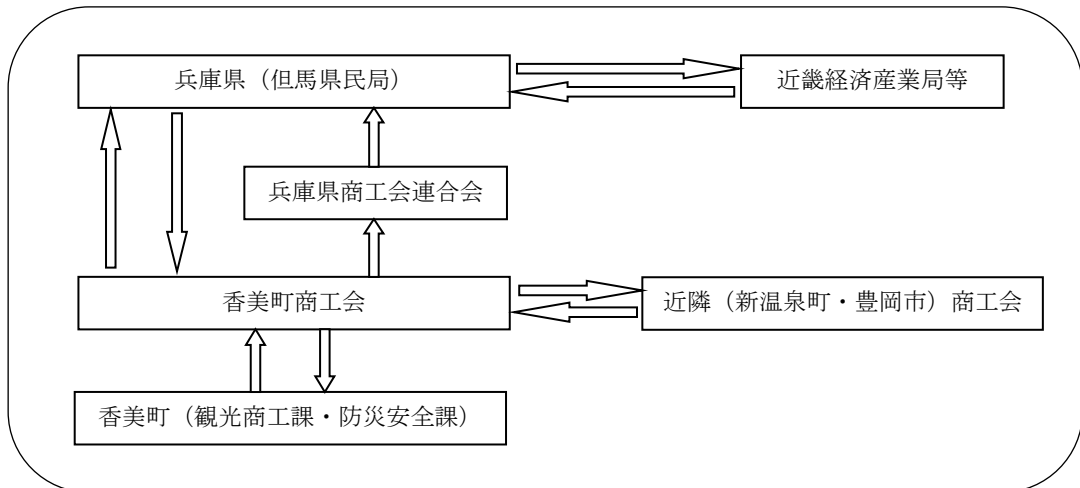
4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・（仮称）香美町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会・当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.3の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

- ・大規模災害の際には、必要に応じて近隣商工会や兵庫県商工会連合会への応援を要請することができるよう事前に確認しておく。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて、当会又は当町より県（窓口は県民局）へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、香美町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

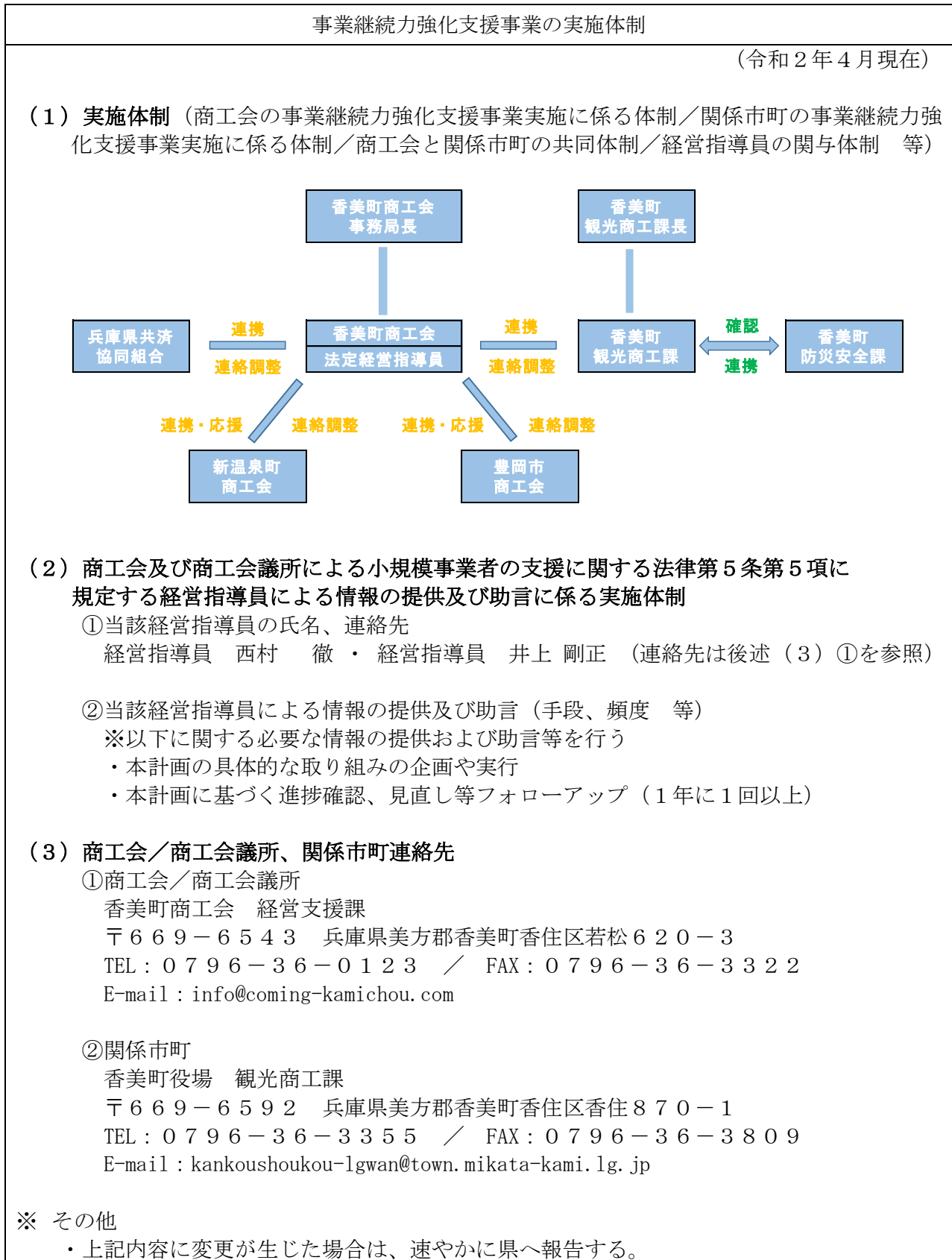
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	506	506	704	854	854
・ 専門家派遣費	252	252	450	600	600
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	214	214	214	214	214
・ パンプ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・香美町補助金・兵庫県補助金・事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

